

第 11 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 6 年 10 月 21 日（月）午前 9 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
17 番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

16 番 渡部 信夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 20 号 会務報告について

報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 58 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 59 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 61 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 62 号 現況確認証明申請について

議案第 63 号 農用地利用集積計画について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さん、おはようございます。今日は朝早く、また、いよいよ刈取作業も終盤に入りました。まだ終わってない方もいらっしゃると思いますけれども、そういう時期ということで、本日第11回の農業委員会総会にご出席

をいただきまして、大変ありがとうございます。皆さんご存じのように、J A全農福島が9月7日に概算金で一等、1万6千何某ということでありました。ところが、その後9月いっぱい、また10月10日ごろまで、市内の業者等についても、コシヒカリ等については、2万円を超える金額で推移して、集荷をしておりました。なお、中通りは2万3千円、それからいわきは2万5千円ということで、かなり高値で取引がされているということで、10月9日、地方農業委員会の会長会がありました。そこにJ Aふくしま未来の数又組合長が、2万円の米価を、概算金を、農協独自で上積みを決定されたということで、やはり、後継者や担い手が継続して営農ができるようにということで上積みが決定されたようです。ですから、J A全農からの情報が、遅れたのかなということで、集荷が滞っているんじゃないかなと思います。そういう中で、10月17日にJA全農ふくしまが追加払いということで、コシの一等が2万と2百円、それから、買取米が2万1千6百円ということで、決定されました。その支払いは、10月18日から改定後の価格、それから既に主食用としているものについては、10月25日に追加払いをするということでもありますので、なお、皆さんも通帳の中を見て、本当に入っているのか入っていないのかの確認をしていただきたいと思います。ただあまりにも米が高くなってしまいますと、消費者が米離れというようなことがまた出てきますと、またせっかくここまで上がって農家がほっとしているところに、来年はどうなるかということで、心配される部分があります。ですけれども、我々の主張としては、生産コストの分、それから再生産ができることと、本当に持続可能な水田農業が展開できるように、やはりそれは変わらないわけですので、そういったことを強く要求、要望を今後ともして行きたいと思います。

米ばかりの話をしましたけれども、この後、全体の中では、視察研修が11月1日、鈴木農園、それから須賀川の農業委員会、11月の15日については、県下農業委員会大会というようなことでもありますので、万障繰り合わせの上ぜひご出席をお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、16番 渡部信夫委員であります。

また、11番 小林博行委員については、遅参する旨の報告がございました。

定足数に達しておりますので、これより第11回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 鈴木隆委員、2番 大津康男委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第20号 会務報告について」、「報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第20号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第20号及び報告第21号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第20号及び報告第21号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第20号及び報告第21号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、17番 庄司英喜委員、所有権移転のNo.1については、16番 渡部信夫委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。No.2、No.3、No.4、No.5については、13番 小林千代松委員、No.6、No.7については、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

17番庄司英喜です。報告させていただきます。まず案件No.1、それから併せてNo.2も同じ場所ですので、続けて報告をさせていただきます。農地法第3条案件No.1について、10月8日火曜日、午前中に、関係者である設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇さんの立会いの下で、木村富士男農業委員と私、事務局の小林次長とともに、現地調査並びに申請者からの聞き取りを行いました。本件はもともと水田として耕作されてきた土地であります。様々な事情で水利の利用が困難となり、地目を畑に変更して、主にそばを栽培して管理をされて来ておりました。今までは受委託契約で対応して来ましたが、設定人が圃場の一部を営農型太陽光発電事業に対応する耕作管理をお願いしたいとの意向により、今回の申請となりました。

現地は基盤整備区域外の作業効率の悪い典型圃場でありまして、被設定人の努力により荒廃を防いで来たような管理状況であります。以上を踏まえまして、本申請に伴う、権利の設定については、周辺に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断しました。

併せて、No. 2 についてであります。同じく10月8日午前中に、設定人〇〇〇さん、被設定人〇〇〇株式会社からは、社員で、当該事業の担当者であります、〇〇〇さん、〇〇〇さん、両名の立会いの下で、木村委員と私、事務局の小林次長で聞き取り調査を行いました。本件は区分地上権の設定であり、先ほどの案件No. 1 の耕作管理に支障を及ぼさない形で営農型太陽光パネルを設置する案件であります。現地は先ほど申し上げましたように、耕作がなかなか困難な条件の圃場であります。パネルの機材設置及び重機の工事も予定されます。その中で、次年度の作付けをするまでには、営農活動に支障を及ぼさない対応をするとの確約も取りました。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の設定については、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がされるものと判断いたしました。以上です。

○事務局

それでは渡部委員より報告書を預かっておりますので、読み上げたいと存じます。案件は所有権移転のNo. 1 であります。10月4日午後2時より、譲受人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士に立会いいただき、現地調査並びに内容の聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇さんは都内在住の為欠席でした。

申請地の字蝦蟆淵5954の1の畑は、隣接する宅地と合わせて平成31年に譲渡人が相続しましたが、都内在住の為、ほとんど管理はされておらず、また、隣接宅地にも居住者がいない状態が続いていたことから、隣にお住まいの譲受人が、家屋の撤去処分や農地の遊休化防止を行って来たとのことでした。譲渡人は、遠地居住で年齢のことも考慮し、この際申請地の畑を含む宅地についても譲受人に所有権移転を相談し、まずは農地の

申請となりました。

譲受人は、奥様のご実家である高郷町で水稻を栽培しておりますが、野菜や果樹については有害鳥獣対策のため地区内では畑作物の栽培を断念しているそうです。そのため自家用野菜や果樹等は高郷町では栽培ができないことから、申請地の取得後は自家用野菜を栽培したいとのことでございました。申請地は、住宅地区内に位置しますが、西側は隣地外壁、北側は水路、東側は取得予定の譲渡人の宅地であり、近隣の住環境には影響はないものと判断します。

また、譲受人は水稻栽培にも従事しており、必要な農機具類は所有されており、現地調査を行った結果、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地、住環境に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしましたのでご報告いたします。

○小林千代松委員

13番小林です。所有権移転のNo. 2、3、4、5についてですか、譲受人が同一人物ですので、併せて報告したいと思います。去る10月1日午後3時ごろより、譲受人の〇〇〇さんは稲刈りの為不在ということで、奥さんに立会いしていただき、現地調査並びに実情調査を行いました。地目は畑で、サツマイモとか豆を借りて耕作しておりましたが、この4筆、No. 2からNo. 5まで繋がっており、また自宅と隣接しておりますので、今後も耕作をして行きたいということでした。また、譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、同じく〇〇〇さんについては、電話にて確認をいたしました。農地の周辺は、西側は山林に囲まれていますが、市道と面しており、周辺農地には支障を及ぼすことなく、適切に管理されるものと判断いたしました。以上報告いたします。

○山口久人委員

8番山口です。農地法3条の所有権移転申請の現地調査について、ご報告申し上げます。去る10月17日午前10時ごろから、申請人で譲渡人の長男であり、譲受人の〇〇〇氏と面談、現地調査をして参りました。本件は、父

が高齢となるための宅地も含めた生前贈与であり、現在も譲受人が耕作しております。今後も引き続き耕作するものであり、周辺農地には全く支障なく管理されるものと判断いたしました。

続きまして案件No.7についてですが、これも同じく、農地法第3条の所有権移転申請の現地調査を行って参りました。これは去る10月11日午前9時ごろから、譲渡人の〇〇〇氏は代理人の〇〇〇行政書士、譲受人の〇〇〇氏は、おじいさんの〇〇〇氏が立会いの下、現地調査を行いました。譲受人は埼玉県在住の為、隣接地所有者の譲受人に売買するものです。東側が県道に面しており、あと外三方は住宅地であり、周辺には農地はありません。したがって問題ないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第58号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第58号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に
ついて」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、6番 菅井大輔委員、No.2については、2番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

6番菅井でございます。農地法第4条案件No.1について、ご報告いたします。去る10月9日午後2時15分より、申請地において、申請人〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、それから木戸農業委員、遠藤推進委員、事務局安達さん出席の下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。本申請は、顛末書付きの申請でございます。40年ほど前に転用許可を受けて、道路傍に車庫を建築しましたが、今回測量の結果、農地に架かっていることが判明したものです。また、通路部分は、農地のまま使用されておりましたので、今回、通路の拡張に合わせて、申請をされました。南側は幹線道路で、それ以外は申請人所有の宅地及び農地となっており、周辺の農地に支障を及ぼすことなく、調査の結果、本件の許可申請については、問題がないものと判断をいたしました。以上です。

○大津康男委員

2番大津です。農地法第4条第1項の規定による許可申請、案件No.2について報告いたします。去る10月11日午前10時45分より、申請者の〇〇〇さん、それから塩川総合支所より高橋主事、農業委員からは二瓶さんと私で現地調査を行いました。転用の目的は、一般住宅用地で、理由としては、該当土地を相続してからしばらく時間がたち、転勤により農地として活用出来ておらず、農業未経験の為、管理も負担となっていました。また、転勤から戻って、親と同居していましたが、同居の親も亡くなり、兄夫婦と同居となることから、所有する当該農地を転用し、住宅用地に充てたいと

いうことでした。転用することにより生ずる周辺の概要ですが、ここは土地区画整理事業の為、周りが宅地化しており、よってこの案件は問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第59号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第59号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、17番 庄司英喜委員、所有権移転のNo.1については、9番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明があり

ましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

17番庄司英喜です。農地法第5条設定案件No. 1について、実情並びに現地調査の結果について報告いたします。令和6年10月8日火曜日の午前中に、設定人の〇〇〇さん、被設定人〇〇〇株式会社からは社員で、当該事業担当の〇〇〇さんと〇〇〇さん、両名の立会いの下で、木村富士男農業委員と私、事務局の小林次長とともに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。事務局から申請内容の説明の後、被設定人代理の社員の方々から説明を受けました。近くには同社の既存の太陽光発電設備もあり、今まで同様に併せて管理していくとのことで、運営上の問題はまずないと判断をいたしました。今回の申請は、営農型太陽光発電事業を行い、発電収入による安定した収益により、適切に営農協力金を支払うことができ、さらには喜多方市が取り組んでおります、カーボンニュートラル実現への貢献を目指すとの思いからの申請であります。なお、申請地の北側は道路であり、東西の農地では稲の作付けが行われていますが、設置による影の影響をつけないということを事前に隣地の所有者に説明をして、同意も得ているとのことであります。農地の形状を変更することはなく、営農を継続することで、土地の土砂の流出はないものと判断いたしました。本件で周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断をいたしましたので報告をします。以上です。

○木村富士男委員

9番木村です。農地法第5条移転案件No. 1について、補足説明いたします。去る10月8日午前9時10分ごろから、代理人の行政書士の〇〇〇さん、事務局から小林次長とそして庄司委員、私の四人で、現地確認、聞き取り調査を行いました。譲受人、譲渡人については、都合により欠席でした。現地は〇〇〇の近くにあり、申請地の東側は水田、西側には〇〇〇集会所、北側と南側には畑がありました。隣接する集落としては、ほとんど高低差は無いので、土砂の流出等の恐れはありませんが、造成に関しては、十分

に転圧を加えるとのことでした。東側には水田はありますが、建築物との距離は十分にあるために、日照の問題はないと判断いたしました。よって、今回の申請については問題ないと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第60号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第60号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、9番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

9番木村です。今ほど十分に説明がありましたので、ほとんど一緒になってしまうのですが、事業計画変更の案件No. 1について、補足説明いたします。去る10月4日午前9時40分ごろから〇〇〇行政書士の〇〇〇さん、有限会社〇〇〇の〇〇〇さん、事務局から小林次長と庄司委員、私の5人で現地確認、聞き取り調査を行いました。本件については、顛末書付きの案件であります。申請地は、店舗事務所駐車場用地として平成29年、9月1日に農地法第5条許可申請を受けましたが、その後、土地の名義変更や造成工事に入り、駐車場用地として利用を始めました。その後、建築工事費の高騰、それにコロナの影響による来客数の激減で、計画が困難なものになってしまいました。店舗の新築工事はやめて、既存店舗の改修工事を行い、営業を継続することが出来たとのことでした。申請地への店舗の建築はなくなったため、事業計画変更になりました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第61号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第61号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第62号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、11番 小林博行委員、No.2については、5番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

11番小林です。現況確認証明のNo. 1 の案件について、ご説明申し上げます。今月の10日、現地にて、申請地の現況確認並びに聞き取り調査を実施いたしました。立会人は、申請人の〇〇〇さん、推進委員の今井さん、須田さん、事務局の高橋主事と私の5名で行いました。申請地は〇〇〇地区山間部の、〇〇〇集落から、東の方角の山手に1 kmほど行ったところに位置しており、山林団地の一角にありまして、申請の農地が山林の様相を呈し、非農地となっていることを確認いたしました。申請のいきさつといたしましては、〇〇〇さんが、本委員会発行の、農業委員会だより第23号の非農地化した農地の変更申請の記事を読んで、事務局に相談いたしましたところ、今回の申請に至ったということであります。よって、本件につきましては、非農地として判断いたしました。

○高野進委員

5番高野です。案件No. 2について、報告します。去る10月10日午前10時10分から申請人〇〇〇氏出席の下、立会人には、齋藤農業委員、小林推進委員と私、また事務局から山都総合支所の安部主査の5名により、申請に係る実情並びに現地確認調査を実施しました。申請物件は、労働力や農業機械の不足等により昭和55年ごろから耕作されておらず、その後、杉

や雑木が繁茂し、山林化していることが認められました。このため、非農用地の証明書交付は適当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第62号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第62号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号については、申請書のとおり許可することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第63号 農用地利用集積計画について」を議題といた
します。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第63号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第63号について、原案のとおり可決することに、
ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第11回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 10：33

会議の顛末、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月21日

会 長

1番

2番